

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	市民生活部 市民課
委 託 業 務 番 号	令和6年度 長市民第8号
委 託 業 務 名 称	令和6年度 長浜市マイナンバーカード交付関連事務等業務委託
委 託 業 務 場 所	長浜市八幡東町632番地 長浜市役所本庁舎1階(市民課執務室内)
業 務 の 概 要	マイナンバーカード交付関連業務を民間事業者へ委託し、安定した市民サービスの提供と業務の質の維持及び向上を図り、円滑で効率的な業務運営を実現することを目的とする。
履 行 期 間	令和6年4月1日 から 令和7年3月31日 まで
契 約 年 月 日	令和6年4月1日
契 約 額 (税 込)	19,905,600円
契 約 の 相 手 方	[所 在 地 又 は 住 所] 兵庫県神戸市中央区伊藤町119番地 大樹生命神戸三宮ビル10階 [商 号 又 は 名 称] 株式会社日本ビジネスデータプロセッシングセンター (略称:日本データ)
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカードの未取得者に対する申請勧奨と申請後も受取りがない滞留カードが大きな課題となっていること ・カードの未取得者及び滞留カードの情報については、対象者をすぐに判別できるように住基システムで管理していること ・住基システムを使用し、1日平均100件を超える申請書の受付及び証明書等作成業務を行っている日本データは、カード未取得者等が市民課窓口に来庁した場合、証明書等の作成を通じて、その情報をリアルタイムで把握することができ、その場でカードの申請又は交付へとスムーズに案内することができること ・日本データを本業務の契約相手方とすることで、証明書等作成業務とマイナンバーカード関連業務を連携することができ、より一体的に業務を実施することで、カードの申請率向上と滞留カードの早期解消を図ることができること <p>以上の理由から、本業務の契約相手は日本データをおいて他にないため、当該事業者との一者随意契約とするもの</p>
根 拠 規 定	<p style="text-align: center;">地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する項目に○印)</p> <p>売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定貸賃)</p> <p>(1) 借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p> <p>(9) 落札者が契約を締結しないとき。</p>